

市有財産を売ります

～市有財産先着順売払募集要項～



令和3年12月～

お問合せ先
久留米市城南町15番地3
久留米市 総務部 財産管理課
TEL 0942(30)9059

1. 先着順売り払い方法

別に示す物件について、先着順にて受け付けています。

ただし、いずれの物件も売却した時点で終了となりますので、ご注意ください。

申込受付は日にち単位とし、同一日に同一物件に対して複数の申込があった場合は、くじにより抽選を行い、受付順を決定します。抽選は、申込日から2開庁日をめぐりに実施し、申込者が参加されない場合は、受付事務に携わらない市職員が代わりにくじを引きます。

2. 土地利用条件等

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に10年間は使用することはできません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はそれらに類するものの用途に供さないこと。
- (3) 購入した状態のまま第三者へ転売しないこと。
- (4) 用途の指定のあるものは、その指定に従うこと。
- (5) 物件を活用して整備する建物については、その高さを地上15m以下とすること。
- (6) 売買契約締結の日から5年間、売買物件を契約締結時に提出する普通財産譲渡申請書に記載した用途と別の用途に供さないこと。また、売買物件の一部又は全部を第三者に譲渡する場合にもその用途を遵守させること。ただし、やむをえない事情により、事前に書面により申請し、本市の承認を得た場合はこの限りではありません。

3. 先着順売り払い購入資格

- (1) 個人又は法人とします。
- (2) 次の事項に該当する者は、購入することができません。
 - ①当該売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ②過去2年間に、契約に関し悪質な行為をした者
 - ③国、県、市町村税を滞納している者
 - ④暴対法第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者
 - (ア) 当該物件を暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
 - (イ) 法人の役員等（※）が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - (ウ) 次のいずれかに該当する者
 - (a) 法人の役員等（※）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - (b) 自己、自社又は第三者の不正の利益を得る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (c) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (d) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (e) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (エ) 前記（ア）から（ウ）の者の依頼を受けて購入しようとする者
 - ⑤市有財産等に関する事務に従事する職員等

4. 先着順売り払い購入申請

- (1) 事前に電話等で物件の売却状況等を確認してください。
- (2) 久留米市役所総務部財産管理課「久留米市城南町15番地3久留米市役所10階」に直接お越しください。
- (3) 財産管理課担当者から説明を受けた後、お渡しする所定の申請書（普通財産譲渡申請書・誓約書・役員一覧）に必要事項を記入してください。印鑑が必要です。

※受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始の市の休日（1 月 2 日から 1 月 3 日、12 月 28 日から 12 月 31 日）（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

※既に売却済の場合はご了承ください。

（4）申請書を財産管理課窓口で直接提出してください。

※申請書を受け付けた時点で先着順の 1 位とします。

※電話予約や郵送など、他の申請方法では受け付けません。

（5）申請書提出後 7 日以内に下記書類を提出してください。（7 日目が、休日等にあたる場合は翌開庁日）

※7 日以内に必要書類が提出されない場合は、申請は失効します。また、資格が認められない場合、申請は失効し売払いできませんのでご了承ください。

【必要書類】

①個人は、身分（身元）証明（本籍地の市町村役場で発行しています。）

②法人は、法人登記現在事項証明書

③納税証明書等（国税・県税・市税、3 種類の納税証明書の全てが必要です。）

（ア）国 税…国税に未納がない証明（個人：所得税等（納税証明書その 3 の 2））

（法人：法人税等（納税証明書その 3 の 3））

（イ）都道府県税…都道府県税に未納がない証明

（ウ）市 町 村 税…市町村税及び国民健康保険料（税）に未納がない証明

④誓約書

⑤役員一覧（法人の場合）

5. 先着順売り払い契約締結

資格審査終了日から 7 日以内（7 日目が休日等の場合はその翌日）に、買受価格の 10% 以上を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。

※ 契約がなされない場合、その申込は失効します。

※ 申込者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

※ 売買契約書に貼る収入印紙は、購入者の負担となります。

※ 資格審査終了日：申請書及び必要書類提出後、市で資格審査を終了する日。

書類提出から概ね 10 日程度を要します。終了時点で市から申込者に連絡します。

6. 先着順売り払い売買代金の納付

契約日から 30 日以内に全額一括して納付していただきます。

※ 契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

7. 所有権の移転等

（1）売買代金の納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。

（2）所有権の移転登記は、市が行います。（市で準備する登記請求書を提出していただきます。）

（3）所有権の移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

8. 引渡し

（1）現状有姿のままの引渡しとなります。物件によっては、ブロック塀、アスファルト、コンクリート、埋蔵文化財等がある場合があります。

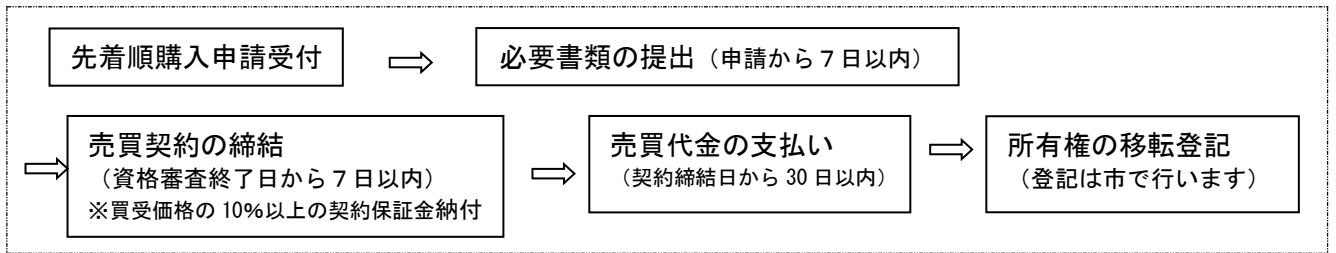
（2）購入者は、契約締結後、物件に隠れた物件の不備（瑕疵）があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

9. その他

（1）登記簿面積と実測面積に違いがある場合、久留米市では地積更正等を行わず、実測面積での売払いとします。

（2）地積更正等の必要が生じた場合は、購入者の負担で行ってください。

～ 先着順売り払いの流れ ～



問い合わせ先

久留米市城南町15番地3
久留米市 総務部 財産管理課 (市役所10階)
電話番号 0942-30-9059 (直通)
FAX 0942-30-9712

先着順売払いに係る提出書類について

先着順売払いを希望される人は、以下の書類を提出してください。

1. 「普通財産譲渡申請書」（用紙は巻末に添付しています。）
2. 添付書類…普通財産譲渡申請書提出日から起算して7日以内に提出

①身分証明等（発行後3ヶ月以内のもの）

- ・ 個人の場合は、本籍のある市町村発行の身分（身元）証明書
- ・ 法人の場合は、所轄法務局発行の法人登記現在事項証明書

②納税証明書等

直前1年分の国・県・市町村の納税証明書等を提出すること。

区分	申請者		法人の場合	個人の場合
	発行者			
国税	所轄税務署		国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
地方税	都道府県税事務所		都道府県税に未納がない証明	都道府県税に未納がない証明
	市町村		市町村税に滞納がない証明	市町村税及び国民健康保険料 に滞納がない証明

③「誓約書」（用紙は巻末に添付しています。）

④「役員一覧」（法人の場合。用紙は巻末に添付しています。）

普通財産譲渡申請書

年 月 日

久留米市長 殿

申請人住所

(ふりがな)

氏名

印

電話番号 (- -)

次のとおり、市有財産の譲渡を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。
 なお、申請を行うにあたっては、誠意を持って売買契約を締結することを約束いたします。

買 受 物 件	名 称			
	所在地			
	種 目	土 地・建 物・機 械・物 品・工 作 物・其 他		
	物件及び数量	地目・種目	構造	面積
買受理由 (利用計画)				
売買価格				
売買代金納付時期		契約締結の日から30日以内一括払い		
添付書類		誓約書、位置図等		

誓約書

年 月 日

久留米市長 殿

住所又は所在地

(ふりがな)

氏名又は名称及び代表者名

_____ 印

(生年月日 . .)

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、(入札参加・市有地購入申込・使用許可申請・契約締結)の資格があるか確認するため、貴市が福岡県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1. 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者には該当しておりません。
2. 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当したことはありません。
3. 個人又は法人の役員等(注)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
4. 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しません。
5. 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - ・暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用している者
6. 前記3～5に該当する者の依頼を受け、手続きを行っていません。

(注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいいます。

※法令については、裏面をご覧ください。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

1. 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 1. 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 4. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 6. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 7. この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2. 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
6. 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

